

【判例評釈】

別件逮捕・勾留と刑事補償

最高裁二小決定昭和六一年一二月一九日・判時一二三九号一四五頁によせて

渡辺修

(一) 問題の所在

刑事補償法一条は、無罪の判決を受けた者が「未決の抑留又は拘禁を受けた場合」に、補償を請求することができると定める。文言を平明に読む限りは、起訴事実と同一の被疑事実による逮捕勾留がなされ、後に無罪の言い渡しがあつたとき、かかる拘禁について補償を行うことを定めたものである。ところが、同法案の策定等に従事された横井元判事は、その解説書において、別件で勾留中に他事件が発覚し、それについて勾留がなされることなく、取調べがなされ、結局後者のみ起訴されたが、無罪となつたとき、「実質的に考えて、起訴前に勾留中にも起訴された罪が取り調べられ、この罪も勾留に価するような場合には、勾留された後無罪の裁判を受けたということになつて、補償せられるべきものであろう」とし、また、勾留状の切り替えの場合、つまり、「ある罪については逮捕勾留されたが、それが起訴猶予又は罪とならないという検察官の処分により一旦解放せられ、別の罪で逮捕勾留された後無罪の判決を受けた場合に、前後の勾留が時期的に接着していく、前の勾留中にも後の勾留の罪の取調べが行われたとすれば、その取調べの行われた期間の身体の拘束は、形式的に勾留状が発せられたと否とを問わず、補償の対象となる」と指摘されておられた。⁽²⁾現に、その後我国警察はいわゆる別件逮捕勾留による本件の取調べという捜査戦術を活用するようになり、これに伴い、横井元判事の指摘されたように、別件逮捕勾留でありながら、実質的には本件逮捕勾留と同じであるとして

刑事補償を認めるべき事例が生ずるに至り、判例などでも、この問題がしばしば取り上げられるようになつてきた。本稿の対象とする事件は、昭和四六年八月に発生した警視総監公舎爆破未遂事件の無罪判決確定に伴い請求された未決拘禁に対する刑事補償請求に関するものであるが、やはり別件逮捕勾留がなされていたものである。そこで、以下、本最高裁決定を素材として、不起訴になつた事実に基づく逮捕勾留が、実質上も無罪となつた事実による抑留又は拘禁と認められる要件は何かについて考察したい。

- (1) 刑事補償法一般については、高田・刑事補償法（昭二八）、刑事訴訟実務書式要覽二巻（昭五七）四〇二九頁参照。
(2) 横井・新刑事補償法大意（昭二五）四六頁

〔I〕 事実

一本件の事実関係は、次のようなものである（無罪を言い渡した東京地裁昭五八年三月九日判時一〇七八号一八頁を参照。以下、本案判決とする）。昭和四八年八月七日に警視総監公舎に若い男が侵入し、爆弾を仕掛けたが、警戒中の警察官に発見され、これを振り切つて逃走した。その後、逃走に使用したと思料される車が付近で発見され、その所有名義人たる S、S が当該車両を貸した相手たる F（本件特別抗告申立人）が本件の容疑者として浮かび上がってきた。他方、同年五月にやはり総監公舎付近で交通事故があり、一方当事者の運転手二人が車を残して立ち去り、その後この車が窃盗車であることが判明した。爆破未遂事件の準捜査本部はこれは現場下見中の事故であり、両事件は関連するものと判断して、窃盗事件の解明を通して、本件たる爆発物取締罰則（以下爆取）違反事件の捜査の進展をはかるとした。そこで、事故の相手方であるタクシーの運転手二名から、逃走した鬚をはやしていた人物は F である等の証言をえ、また、N、S 等が友人の引っ越しにその車を使っているのを見たとするアパート住人の証言などを資料として、F、N を窃盗容疑で逮捕した（昭和四六年一月六日）。N は、同月二三日に窃盗の自白をし、これに基づいて共犯とされた他の者の逮捕がなされ、彼等からも自白が得られた。そこで、S につき一二月八日に、他の者につき四日に窃盗で起訴し、引き続いて勾留中、S が七日に、N が一二日に、爆破未遂事件につき自白をし、後に I の自白も

えられた。

他方で、Fは、窃盗につき否認を続け、一月二七日に処分保留のまま、釈放された（二二日間の拘束）。窃盗については、結局起訴されなかつた。しかし、一二月一五日に至り、共犯者の自白を根拠に爆取容疑で逮捕、勾留され、以後、昭和四八年六月二十五日に釈放されるまで、五四九日の拘束を受けた。最終的には、昭和五八年三月九日に、無罪判決が言い渡され、その確定の後に、本件の刑事補償請求を申し立てた。

二 Fは、一審以来、上記の窃盗による逮捕勾留期間の二二日を含む五七一日につき、補償を求めたが、地裁は二二日につき補償せず、五四九日のみの補償を認めた。理由は、爆取事件違反の「事実の取調べのために利用されたものと認めることができない」と簡単に述べただけであつた（東京地判昭五八一〇月二〇日決定（昭和五八年（そ）第一号））。これに対して、即時抗告の申立がなされた。東京高裁は（東高判昭和五八年一二月七日決定（昭和五八年（そ）第二一八二号））、まず、「補償の対象となる抑留又は拘禁とは、無罪の裁判を受けた事実についてのものばかりでなく、不起訴となつた事実についての逮捕、勾留であつても、これを利用して、後に起訴された無罪となつた事実の取調べがなされたと認められる場合または、これと同視するのが相当な特別の事情がある場合には、実質的に考察して、各事実につき各別に逮捕、勾留して取り調べた場合と何ら区別すべき理由がない」ので補償の対象になり得ることを一般論として認めた。

しかし、本件については、一方で、①窃盗の逮捕勾留を爆取の解明の糸口にすると言う捜査機関の見込みがあつたこと、②窃盗につきFのほか、N、S他3名を逮捕勾留し、取調べにあたり、「通常の同種案件にくらべ被疑者の取調べ回数も多数回にのぼり、捜査官において重大な関心をよせていた」こと、③N、Sにつき、窃盗勾留中に爆取について取調べがなされ、自白をえていたことを認めつつも、他方で、④Fについては、爆取について取調べはなされていないこと、⑤窃盗事件 자체、逮捕勾留の必要のないほど、軽微な事案とは言えないこと、⑥窃盗事件の捜査のためだけであればあえてFを逮捕勾留する必要はなかつたとまでは認められないことを考慮し、抗告を棄却した。

F.は、昭和五八年二月一三日、特別抗告を申し立て、最高裁は昭和六一年二月一九日に至り、本件決定を言い渡したものである（最高裁二小決定昭六一年二月一九日・判時一二三九号一四五頁）。

（三）最高裁決定の内容

最高裁は、原判断を正当とし、特別抗告を棄却したが、その理由は、「本件において、不起訴となつた窃盗事件により申立人が逮捕、勾留された期間を、実質上、無罪の裁判を受けた爆発物取締罰則違反による抑留又は拘禁に当たると認めるることはできないとした原判断は正当である」というにある。

なお、林裁判官が補足意見を付し、別件逮捕勾留が補償の対象となる要件について次のように述べた。すなわち、(1)本件では、捜査機関が窃盗の逮捕勾留を本件の捜査に役立てようとした「意図」を有し、現実の捜査もこれにそって行なわれていたが、これのみでは足りず、(2)爆破未遂事件の具体的な事実関係について「核心に迫る捜査」がなされたこと、これは、「被疑者の逮捕、勾留が必要になるとは考えられない捜査のみでは足りない」のであり、「被疑者を逮捕、勾留した場合に当該被疑事件について行われるようなものであって、右事件につき、できる限り早く起訴、不起訴等の処分を決するためには必要とする捜査」つまり、(3)取調べや「共犯者、目撃者、被害者等の取調べ」がなされなければならないとした。しかし、(2)「窃盗事件により申立人を逮捕、勾留していた期間中に、申立人を爆破未遂の事実について取調べ、また、同期間中、申立人に対する抑留又は拘禁を利用し、右の事実につき共犯者等を取調べるなどの重要な裏付捜査を行なわれた形跡は見当らない」とする。

（四）別件逮捕勾留と刑事補償に関する裁判例

一 最初に、従来の裁判例上、別件逮捕勾留と刑事補償の関係はどう扱われていたのか、概観しておこう。これに関する最初の公判例は、①東京高決昭三〇年六月一六日高刑集八巻五号六五七頁であろう。これは、一〇月九日に公選法違反の供応罪で逮捕状の執行がなされ、同日は、供応罪に関する供述調書が作成されたが、その後一四日からは、別に嫌疑の発覚した本件の金員供与について取調べがなされ、結局起訴されたのは、金員供与罪で、無罪が確定したものである。

決定は、「刑事補償法第一条の未決の抑留又は拘禁とは、公訴事実に基づいて逮捕状、勾留状が発せられ、これが執行を受ける場合のみならず、別罪による既存の勾留を利用し、公訴事実について取調を受けた場合に於ける既存の勾留をも含むものと解するを相当とする。従つて饗應の事実につき逮捕勾留せられた抗告人が、その後公訴事実たる金員供与の事実について既存の勾留を利用して取調を受けしかもその公訴事実については無罪となつたこと前記のとおりであるから、抗告人は公訴事実の取調に關して既存の勾留を利用して取調が行われた期間の勾留について国家に対し補償を請求しうる」とした。かくして、一四日以後の勾留につき、補償を認めている。

他方、②東京高決昭三〇年五月二一日判時五号三一頁は、公選法違反の金員供与につき無罪が確定したが、戸別訪問（不起訴）による逮捕勾留についての補償を認めなかつた。理由は、「無罪の裁判を受けた同法違反事件とは全然別異な事件」による逮捕勾留であるからとし、特に別件逮捕勾留中の本件取調の有無を吟味することなく、補償を認めなかつた。①は實質的利用を、②は事件の非「別異」性を要件とし、補償の基準に食い違ひが見られた。

二 しかし、③最大決昭三一年一二月一四日刑集一〇巻一二号一六九二頁に至り、一応の基準が固まることになつた（三一年決定とする）。この事件は、覚せい剤売却（乙）と同所持（丙）につき、乙を無罪とする裁判が確定したものである。乙事実は、別件甲（覚せい剤譲渡）の逮捕勾留中の取調べで発覚したものであつた。最高裁は、次の様な理由により、甲逮捕勾留についても刑事補償を認めた。

「おもうに、憲法四〇条は『…抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたとき…』と規定しているから、抑留または拘禁された被疑事実が不起訴となつた場合は同条の補償の問題を生じないことは明らかである。しかし、或る被疑事実により逮捕または勾留中、その逮捕状または勾留状に記載されていない他の被疑事実につき取り調べ、前者の事実は不起訴となつたが、後者の事実につき公訴が提起され後前無罪の裁判を受けた場合において、その無罪となつた事実についての取調べが、右不起訴となつた事実に対する逮捕勾留を利用してなされたものと認められる場合においては、これを實質的に考察するときは、各事実につき各

別に逮捕勾留して取り調べた場合と何ら区別すべき理由がないものといわなければならぬ」（決定前段とする）。「そうだとすると、憲法四〇条にいう『抑留又は拘禁』中には、無罪となつた公訴事実に基づく抑留または拘禁はもとより、たとえ不起訴となつた事実に基づく抑留または拘禁であつても、そのうちに実質上は、無罪となつた事実についての抑留又は拘禁であると認められるものがあるときは、その部分の抑留及び拘禁もまたこれを包含するものと解するを相当とする」（決定後段）⁽¹⁾。

（1）本件評釈として、熊谷・判タ一五一号六六頁、横山・憲法判例百選（新版・昭四三）一四二頁、同・憲法判例百選（三版・昭四九）一七八頁。

三 その後、④東京高決昭三五年七月一三日高刑集一三卷五号四一九頁が「実質上は、無罪となつた事実の取調のために利用された抑留拘禁がある場合」には補償を認めると一般論を示したが、これも現に取調のある場合であり、その他の事例もそれぞれの事件について取調のあつたことを認定して補償を認めている（⑤福島地決昭三四年五月二七日下刑集一卷五号一三五三頁、⑥東京高決昭三八年七月一一日（38（ま）4）高檢速報一〇九七、⑦東京地決昭四六年一一月一八日刑裁月三卷一二号一五六六頁、⑧福島高決昭六年九月二日（公刊物未登載）（61（ま）2））。要するに、裁判例全体としては、別件逮捕勾留中に現に本件取調べがなされたときは補償することまでは明らかにされているのである。しかし、それ以上補償の範囲を拡大する趣旨か否かは、必ずしも明らかではなかつた。ただ、裁判例④は、本件（強盗殺人）の取調の始まつた日からではなく、その前日の別件窃盜による逮捕初日から算入している。これに対し、裁判例⑥⑦⑧などは、現実に本件の取調がなされた期間を補償の対象としている。もつとも、これらもその期間中取調が事実行われた日のみを計算するというより、本件に関する取調が主として行われたと認められる期間全体について補償を認めるというやや緩やかなものではなかつたかと推測される。⁽¹⁾

（1）取調の有無に関しては、被告事件記録を参照して認定しているようであるが、裁判例⑥は、特に「請求人の検察官に対する各供述調書を精査してみると、右二十一日間の抑留、拘禁期間中八月一日から十四日までの十四日間には、逮捕勾留の被疑事実に関する取調が行われたのみで、本件公訴事実に関しては未だ取調を受けたものとは認められず、本件公訴事実に関する取調が行われたのは同月十五日以降の七日間であ

る」と認定している。もつと云ふ、いじだらこの七日間につき毎日調書が作成されていた趣旨なのか判然としない。

四 裁判例が、現に本件の取調べがなされた場合に限られていたためか、三二年決定の「先例」としての趣旨をどう読むのかについて、微妙な対立がその後生じている。調査官の解説では、「不起訴となつた被疑事実に基づく抑留拘禁中、無罪となつた公訴事実の取調べのための抑留又は拘禁と認められる限度においてのみ、補償をなすべきことを認めたものである」とし、現実の取調べの存在を基準とした。⁽¹⁾ 上記前段を先例部分と見た上で、これに賛成する学説もある。⁽²⁾ しかし、取調べに狭く限定するのではなく、後段（刑集では「要旨」と記されている部分）を引用して、「実質上」無罪となつた事実についての抑留または拘禁と認められるか否かというやや抽象的なルールを先例とみる学説もある。⁽³⁾ 因に、本件特別抗告申立書（昭和五八年一二月二三日）では、三一年決定の決定要旨を、即時抗告申立書補充書（昭和五八年一二月一日）では、前段と後段の両者を先例部分として引用しているが、趣旨としては、ともに実質的利用関係を基準とすると理解している。

さて、今回の事件は、別件逮捕勾留中の本件取調べの有無が必ずしも明らかでない点で、従来の判例の流れからすると、補償を否定されてもやむをえないものであろうが、他面で、別件と本件との捜査が当初より密接不可分のものとして進められてきた経緯がある点で、現実の取調べ基準説では割り切れない面を残す事例でもあった。原審が、一般論のレベルで、取調べかまたは「これと同視するのが相当な特別の事情」があれば補償を拡大するとな述べざるを得なかつたのも、こうした事情を反映したものと理解できる。とすると、これを是認した今回の決定を含めて、判例はやはり実質的利用関係の具体的な検討を行なう趣旨であり、現実の取調べに限定する趣旨ではないことは明らかにされたと思う。そこで、次の問題は、かかる実質的同一性を肯定できる基準の検討である。

(1) 三井明・最高裁判例解説（刑事篇）（昭三一年度）四一八頁

(2) 田口守一・法セ三九五号（昭六）一〇七頁

(3) 福井厚・ジュリスト九一〇（昭六三）一九六頁

(五) 刑事補償を要する未決拘禁の範囲

一 以上の判例・学説を素材にもう一度、刑事補償の対象となるべき逮捕勾留の判断基準に関する諸説を整理しよう。

(1) 形式的に無罪となつた事件を被疑事実とする逮捕勾留に限る立場（裁判例②）

(2) 別件逮捕勾留中に本件の取調がなされたことを要件とする立場（三井・前掲）

(3) 諸般の事情を考慮して別件逮捕勾留が本件の核心に迫る捜査と認められる場合にも補償を認めるとする立場（林判事）

(4) 本件取調があるかまたはこれと実質的に同視できる利用関係が認められる場合に補償を認める立場（本件原審）

(5) 今回の事件における別件・本件の密接な関係、別件の逮捕勾留中に別件についてなされた捜索による証拠物が本件事件の解明に利用される可能性がなかつたわけでもないことを理由に、補償を認める立場（福井・前掲）

(6) 同じく、本事件に関して、「本件乙事件の捜査そのものが実は甲事件の解明のためであつたという両罪の密接な関係に着目し、状況をより全体的に考察すると、乙事件の拘禁中に甲事件について何らかの捜査がなされていれば足りる」とする立場（田口・前掲）

二 思うに、別件逮捕勾留中に本件の取調を行なう捜査実務が頻繁に用いられる我国の実状に照らすと、(1)説のような形式的な割り切り方は、個別的な妥当性に欠け、刑事補償法の趣旨に反する。因に、同法一条をみても、無罪判決の公訴事実を被疑事実とする逮捕勾留といふような限定をしている文言はない。通常は、被疑事実の同一性が当然に予定されているのであろうが、捜査の実状にあわせて本件に実質的に利用された別件逮捕勾留にも補償の範囲を拡大しても、法律の文言からそう極端に逸脱するものではない。許される類推解釈の枠内にあるといえる。そこで、(2)説は、一件記録により容易に立証できる範囲で補償を拡大しようとする。これは、迅速かつ簡易な救済方法としての刑事補償の趣旨にかなうものといえる。ただ、他面で、調書により明らかな取調は反復してなされたが、黙秘あるいは否認を続けていたため、調書は作成されなかつた場合も、まさに本件取調があつた場合に含めてよいと思われる。この場合、立証の困難を理由に補償を否定するのは納得できまい。

(イ) 説の林補足意見は、「事件につき、できる限り早く起訴、不起訴等の処分を決するために必要とする捜査」を基準とする点で、(ロ)説よりも対象を広げるものであるが、実際には今回の事件のような密接な関連の下に別件・本件の捜査が進められ、別件勾留中の共犯者の本件取調が、申立人の勾留中も継続され、そこで得られた情報や自白を利用して、後に申立人の本件逮捕がなされている場合にも、この説でいう「共犯者等を取調べるなどの重要な裏付捜査」はないと認定する。このため、適用はかなり絞られるのではないかとの疑問が生じる。無論、事実認定に問題があるのであって、理論そのものは妥当ともみれるが、実は、もともとかなり絞った形でしか実質的利用関係を認めないことを内包とする理論ともみれ、その射程がはつきりとしない憾みがある。

(二) 説は、本件取調と同視できる利用関係を認定するために、一件記録を越えて種々の事情を証明しなければならないことが予想される。しかし、これでは、刑事補償手続の簡易、迅速さというメリットを活かせるのか、また、立証責任を申立人側に負担させると、無過失損害賠償という申立人に有利な正義実現の制度である特徴が活きなくなることにならないのか、さらに、実質的利用関係を認められる基準をもう少し明確にしておかなければ適用の不平等を生じないか等、適用上の問題はやはり残されよう。

三 ところで、現行法上不起訴については、被疑者補償規定によって、検察官の裁量的判断により救済が認められるのにとどまる。しかも、規定上、補償除外事由が広く定められ、実際に補償を受けられる事例はかなり少ないので、実状である⁽¹⁾。他方で、別件逮捕勾留による本件を取調という捜査方法への有効な規制があるわけでもない。このため、せめて刑事補償の段階で、幾分か救済の余地を広げることができないかという志向がでてきても不自然ではない。こうした点を反映したのが、(ハ)説であろう。これらは、今回の事案に即してであるが、従来の判例を越えて補償の範囲を拡大するものである。(ハ)説は三年決定を根拠にしているが、上述のように、三年決定もその後の裁判例も現実の取調かこれに準じる利用関係を基準とするものであるから、判例を根拠にするのは無理があろう。また、別件・本件の密接な関連を前提にすると、捜索差押がなされたとき

本件の解明に利用される可能性は、常にあるともいえる。従つて、身柄拘束の直接的な利用の有無と関係なしに、補償を認めることになり、刑事補償法一条の枠を余りにはみだしすぎないかとの疑問がある。同じく、これを一般化して、両事件の密接性を前提にしたとき、別件逮捕勾留中に、本件に関連するなんらかの捜査活動がなされれば一律に補償の対象にする（説も広げすぎではないか）。

そこで、ここでは、（二）説に従つて、本事件で別件逮捕勾留が本件捜査に実質的・事実的に利用されているといえる条件があるのか否かを検討してみる。

（1）被疑者補償規定については、鈴木義男「被疑者補償規定の諸問題」（（）警研一二巻一号、二〇頁。運用の実態については、久保基弘「刑事補償の諸問題」立法と調査七四号（昭五二）四一頁、倉田清司「刑事補償」刑罰法大系六巻（昭五七）三三六頁参照。

（六）本事件における別件逮捕勾留と本件との関係

一本事件における別件逮捕勾留と本件との関係を見るとき、以下の点が注目される。¹⁾

①まず、本件の取調べの存在またはその予定のための拘束継続がなされていた可能性についてである。特別抗告申立書補充書（昭五九年五月一〇日）によると、本案裁判の公判で、申立人は、逮捕後、爆取の関係についても取調べがなされようとしたが、最初の機会に、別件ではないと説明しておきながら爆破未遂事件について聞くはどういうことか等と抗議し、黙秘を続けていたと証言している。それから一、三日は二時間位取調べに引っ張り出されたが、やはり黙秘を続けた旨も証言している。この証言によると、少なくとも三、四回、三日乃至四日間本件取調べのための働きかけがあつたことになる。他方、警察官はそうした記憶はないと証言している。この点は、証言の信用性の問題であり、ここで判断する限りではない。ただ、本事件では、以下の②③④の事情も加味すると、次のようにいえるのではないか。捜査側は、窃盗につき自白を得た上で、これと密接に関連する本件爆取の取調べを行い、自白を得る戦術に従ついていたとみれる。無罪判決も窃盗による逮捕後「自白を得ることに捜査の重点が置かれ」ていたと認定している（判時一〇七八号四〇頁）。しかし、Fは窃盗の取調べに対しても、自白をせず、また、捜査機関側も共犯

者の窃盗、爆取に関する自白をえられていなかつたため、それ以上追及する材料に欠けていた。だが、それらが整い次第、本件取調の再開を見込んで拘束を続けていた面があつたのではないか。要するに、窃盗による勾留は本件取調を予定して継続されたいたのではないか。

②次に、別件逮捕勾留の理由と必要性について疑問がある。無罪判決を見ると、爆取の捜査本部が窃盗車による事故と爆取事件とを結びつけ、事故が現場下見中のものとの見込みの下に、Fらと事故とを結びつける捜査をし、逮捕に至つたことを認め、さらに、参考人三名に対する「事情聴取における人物特定法についても、髭の男の写真を被告人Fのもの一枚だけを示したり、供述内容も実際よりは断定的なものとしたことが窺われ、右の様な事情に照らすと、本件の捜査は、その出発点において客観的証拠について慎重な検討を欠いたいわゆる見込捜査であった疑いがある」とし、Fが窃盗を行つたことを疑うに足りる相当の理由の存在に疑問があつたことを指摘している（判時一〇七八号四〇頁）。そうすると、逮捕の必要性についても疑問が生じる。原審は、窃盗事件のためFを逮捕勾留する必要はなかつたとまでは認められないと判断した。しかし、爆取直後の残留車の所有者として名前があがつたS、車を貸した相手とされたFに対する事情聴取がスムーズになされている様子（判時一〇七八号四四頁）等をみると、警備公安関係の事件を実行した犯人の行動とは考えにくい面がある。その後一ヶ月の逮捕まで、関係者はいずれも従来の生活を続けていたようである。では、窃盗の逮捕勾留中に本件について取調をするという捜査機関側の必要性を除き、逃走、罪証隠滅のおそれを裏付けるような事情とは何であつたのであらうか。

③別件についての取調に対する弁解による情報が本件の捜査の手がかりとなりあるいは証拠となつてゐるのではないかとの疑問もある。特別抗告申立書補充書は、「窃盗事件取調べの名目で得た被疑者らの日常的行動などに関する詳細な情報は、爆取事件の虚偽自白を構成するうえで不可欠の要素となつたのである。たとえば、Nらの行つていた勉強会は、爆取事件の謀議の場合に、Kの行つていた三厘塚闘争支援活動はその動機とされていった」と主張している。そこで、Fの窃盗逮捕勾留中に得られた供述関係証拠（弁録一通、員面八通、検面二通）が、本件の捜査に役立てられたのではないかという観点から見返すと、次の点が注

目される。(1)被告人らの経歴、交友関係、生活状況に關しては、窃盜の証拠が爆取にも用いられている(判時一〇七八号四三頁)。(2)窃盜に關して供述したことが、本件爆取の犯行の背景、動機の説明に用いられているのではないか。例えは、検察官によると、窃盜の動機は、三厘塚闘争のためとされている。この動機は爆取の犯行の動機にもつなげられている(判時一〇七八号五二頁)。これに對して、裁判所は、これは捜査機関による誘導に従い、各被告人が連鎖的に自白内容を変遷させた結果と認めている(判時一〇七八号三八、三九頁)。(3)總監公舎の下見の車には、誰が乗っていたのかは、窃盜犯と考えられる人物を特定するのに、重要な点であるが、それは、同時に爆取の犯人を明らかにすることにつながっていた。この点で、交通事故時に当初は、K・Fが乗っていたとの被告人等の供述が、後に時期、内容を同じくして連鎖的変遷をみせ、N・Fに変わつていつたが、これが、爆取の下見、犯行の担当者につなげられている(同四七頁)。もつとも、裁判所はこの変遷も警察の誘導による疑いがあるとしている(判時一〇七八号三九頁)。

(4)最後に、捜査の一体性が明らかであることを指摘しなければならない。これについては、高裁の判旨①や林補足意見②が認めているし、本案の東京地裁もこれを肯定していた(判時三〇七八号三八、四〇頁)。そのほか、例えは、当時の新聞記事が参考になる。朝日昭四六年一月六日(夕)は、「別件で二人取調べ」という見出しの下で、總監公舎爆破未遂事件を捜査している警視庁刑事公安部と麹町署が別件の自動車窃盜でとりあえず逮捕状を得た上で、申立人とNに対し、任意同行・取調をしていたが、夕方に令状を執行したと報道している。記事によると、当局は「總監公舎事件やこれと同一グループの犯行とみている千葉県成田署爆破事件について本格的に追及する方針である」と報じた。また、捜査当局が申立人とNに總監公舎の事件についても關係していた疑いを強めている理由も掲載している。翌一月七日朝日朝刊は、「捜査陣ついに別件逮捕」という見出しの下に、「今後の取調べは『本件』の總監公舎爆破未遂事件や成田署爆破事件の本格的追及に重点が置かれる」としている。朝日同年一月二七日(夕)は、申立人の釈放を報じているが、「捜査當局が一人の逮捕で期待したのは、自供などにより爆破未遂事件の証拠をつかむことだった。しかし、一人についての物的証拠はひとつもなかつただけに、こうした捜査のやり方そのものに対し、

警視庁内部にも批判的な空氣があつた」としていた。こうした記事から当局の方針を伺うことは必ずしも妥当とはいえないが、少なくとも捜査当局の記者会見等で公にした動きを反映しているとみても誤りではあるまい。それ以上に、社会がかかる一連の捜査活動をどう評価していたのかを知る手がかりでもある。とまれ、窃盗逮捕が本件の取調べのためであったとの評価は誤りではないであろう。

(1)申立人も、特別抗告申立書、同補充書により、上記①乃至④とほぼ同旨の具体的な利用関係の主張をしている。田口・福井前掲論文は、申立人の主張のポイントは、本件・別件により一倍の期間の拘束をし「被疑者を精神的・肉体的に追いつめる」こと、身柄拘束により弁護側の活動を事実上制約することも実質的利用であるとするものと理解した上で(田口前掲論文はこれを「拘禁即利用」の主張とする)、そこまで補償の範囲を拡大することはできないと批判している。しかし、これは申立人の主張を単純化すぎではないか

二 もちろん、以上の指摘した点は個別的には別件逮捕勾留の本件への利用といいにくいものもある(例えば、③④⑤の情状・生活歴などは、両者に共通するものであるから、窃盗に関連して聴取したことと本件で利用してもさほど問題にする必要もないのかもしれない)。ただ、以上の事情全体としては、別件逮捕勾留が本件捜査に実質的に利用されたことの疎明程度には至っていないか。確かに、原審は、本件取調と「同視するのが相当な特別な事情」を要すると表現し、そこには、取調の結果たる供述調書の存在とほぼ同価値といえるような利用の果実がないと利用関係を認めないという厳格な基準と、かかる事情の挙証責任は申立人側にあることが示唆されている。しかし、本案事件で自白の任意性が争われている場合と異なり、事後的に未決拘禁の救済の当否を判断する場面では、以上の程度の疎明があれば、特にこれを覆す証拠がない限り、(検察官に意見陳述の機会をあたえることは当然としても)、利用関係を認めて、補償対象に含めてもいいのではないか。仮に、申立人の主張する五三日全体が無理としても、本件の取調をしようとしたが黙秘した三乃至四日間については補償してもよかつたのではないか。

もちろん、かかる場合、無罪の被告事件記録だけからは、取調状況は不明のことがあらう。従つて、新たに検察官・警察官に照会する等の手間が必要になり、それは刑事補償の迅速、簡便性と反するともいえる。しかし、ここでの迅速さの要請は訴訟経

済とともに、申立人の利益のために考慮されているものであるから、立証手続にある程度の時間を費やすことも認められるべきではないか。

以上要するに、別件逮捕勾留が本件の逮捕勾留であったと同視できる特別の事情がないという高裁の結論を維持するには、もう少し丁寧な理由説明があつてもよかつたのではないか。さらに、刑事補償の目的は、司法制度のやむをえない限界により市民が結果的には不当に逮捕勾留されたことに対して、社会的衡平、正義の実現を図るためのものであることを考慮すると、本件のように、無罪判決と一件記録から利用関係の一応の疎明がなされたときは、補償を認めてよいのではないか。